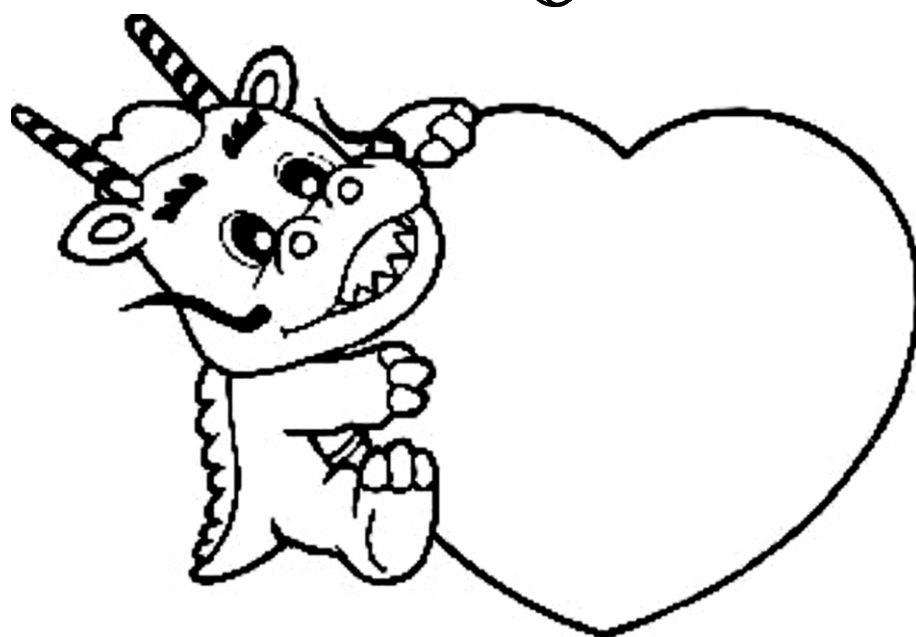


令和7年度 鶴ヶ島市
保育所入所のしおり

よくある質問

Q&A



鶴ヶ島市役所 福祉部 こども支援課 保育担当

電話：049-271-1111（代）（内線 151・152・153）

よくある質問Q&A

目次

1.申込み編	P 2
2.面接編	P 7
3.決定編	P 8
4.入所後編	P 9
5.保育料編	P 1 0

— 申込み編 —

Q. 申込みが早い方が優先になりますか？

A. なりません。決定は申込み順ではなく、保育の必要性の高い（以下「優先順位」といいます。）方からの御案内となります。

Q. 昨年度から保育所を待っています。優先で入れますか？

A. 優先では入れません。年度ごとに申込みが必要となり、その申込みを基に、優先順位を決定します。昨年度の申込みが今年度の申込みに影響することはありません。ただし、年度内については、審査指数が同点の場合、優先度を判断する比較項目の中に、保留期間が長い方を優先する項目があります。

Q. 1つの保育所だけの希望の場合、優先されますか？

A. 優先されません。入所の決定は、優先順位の高い方から順番に御案内します。1つの保育所のみ希望の方が有利ということはありません。保育所の希望順位は、入所のしやすさには影響しません。

ある保育所を第1希望としている申込者Aさんよりも、同じ施設を第2希望としている申込者Bさんの方が審査指数が高い場合は、申込者Bさんが入所決定となります。通うことのできる範囲内で希望する施設を決めていただき、その中で入所を希望する順に、希望順位を決めてください。

Q. 兄弟姉妹で申込みの場合、同じ保育所に優先的に入れますか？

A. 兄弟姉妹での申込みの場合、加点はされますが、希望の施設に空きがない場合は、別々の保育所を御案内することがあります。

Q. 案内された保育所を断ると、保育所に入所しづらくなりますか？

A. なりません。案内された保育所を断っても、優先順位に影響することはありません。希望施設に変更がある場合は、毎月、前々月の末日（末日が市役所閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、保育所入所希望変更申込書を御提出ください。

例) 令和7年10月1日（水）から変更希望の場合の提出期限は、8月31日（日）。8月31日（日）は市役所閉庁日のため、この場合の提出期限は、8月30日（土）。

Q. 3歳になったら幼稚園に入園させたいのですが、その場合、保育所の入所がしづらくなりますか？

A. なりません。保育所への入所希望期間は、優先順位に影響することはありません。

Q. 施設の見学に行っていないなくても申込みできますか？行かないと不利ですか？

A. 見学に行かない場合も申込みでき、優先順位に影響することはありません。ただし、市内それぞれの保育所等には特色がありますので、一度施設を見学していただくことをお勧めします。見学については予約が必要となるため、各保育所に直接お問合せください。

Q. 上の子だけ申し込むことはできますか？

A. 上のお子様だけの申込みも可能ですが、保育を必要とする理由が必要です。

【新規入所申込の場合】

原則、兄弟姉妹同時申込みが必要となります。

状況によっては、お問合せください。

【入所継続の場合】

1 育児休業中の方

①育児休業が終了する月の末日又は生まれた子が1歳になる月の末日のいずれか早い日までの期間

②保護者（父母）共に育児休業を取得する場合は、生まれた子が3か月までの期間

2 育児休業中の方に限らず、保育を必要とする理由がある全ての方

①生まれた子が1歳になる月に認可保育施設への入所申込みを行っており、利用調整の結果、入所保留となった場合、生まれた子が1歳になる年の年度末までの期間

②2-①により、上の子が入所継続している場合、生まれた子が4月に認可保育施設に入所できない場合は、最長2歳に達するまでの期間

Q. 空きのない保育所にも申込みできますか？

A. 申込み時点で空きがない場合も申込みはできますが、空きがないため入所はできません。途中で空きがでた場合には、入所できる可能性があります。申込書に記入していない保育施設は御案内しませんので、入所希望施設を希望順に、必ず漏れなく記入してください。

Q. パートだと正規雇用より不利ですか？

A. いいえ。雇用の形態が、優先順位に影響することはありません。就労実働時間や勤務地により、優先順位を決定します。

Q. 育児休業取得中ですが、申込みできますか？

A. 育児休業取得中の方については、5月15日までに復帰される場合は、4月入所に申込みできます。また、復帰予定が5月16日以降となっている場合でも、5月15日までに復帰する旨の確約書（職場復帰）の提出があれば、申込みできます。

Q. 今は就労していませんが、仕事をしたいです。申込みできますか？

A. 保育所に入所できてから3か月以内に就労していただくことを条件に、申込みできます。誓約書の提出が必要です。入所月の翌々月の10日（10日が市役所開庁日の場合は、直前の開庁日）までに「就労証明書」を提出していただく必要があります。

Q. 上の子が幼稚園に通っている場合、下の子の保育所入所の申込みはできますか？

A. 上のお子様が幼稚園に通っている場合でも、保育を必要とする理由を満たしていれば、下のお子様の保育所入所の申込みができます。

Q. 母乳しか飲めません。申込みできますか？

A. 申込みはできますが、保育所で母乳のお預かりはできませんので、入所までに哺乳瓶等に慣れておいてください。

Q. 食物アレルギーがあります。申込みできますか？

A. できます。市内の保育所等ではアレルギー対応を行っていますが、アレルギーの種類や強さによっては対応できない場合があります。直近のアレルギー検査の結果の写しを提出してください。

Q. これから出産するのですが、出産前に申込みはできますか？

A. 4月入所に限り、出産前のお子様の申込みを受け付けます。保育所（園）の受入れ可能月数を御確認の上、お申し込みください。

Q. 4月入所ではなく、年度途中で申込みできますか？

A. できます。随時入所として、毎月、審査を行っています。締切りは、前々月の末日（末日が市役所閉庁日の場合は直前の開庁日）までです。1度の申込みで、その年度の3月まで毎月審査を行います。

例) 令和7年10月1日（水）から変更希望の場合の提出期限は、8月31日（日）。8月31日（日）は市役所閉庁日のため、この場合の提出期限は、8月30日（土）。

Q. 就労証明が間に合いません。後から提出でもいいですか？

A. 申請書類が全てそろわないと、受付できません。追加書類がある場合でも、受付期間に提出された書類でのみ審査を行います。入所できなかった場合、前々月の末日（末日が市役所閉庁日の場合は直前の開庁日）までに提出があれば、その書類を翌月の審査で追加します。

また、就労証明書の様式は、市の指定したもので御提出してください。原則、会社の様式等では、受付することができません。

Q. 市外の保育所に申込みできますか？

A. できます。鶴ヶ島市の申込書の希望施設欄に市外保育所の施設名を記入してください。ただし、希望施設所在市区町村の締切りまでに提出が必要なため、希望がある場合には、早めに御相談ください。市民の方が優先となりますので、市外の保育所への入所は大変難しくなっています。

Q. 幼稚園と保育所を併願できますか？

A. できますが、事前に幼稚園に併願可能かどうか確認をお願いします。最終的に幼稚園に入園し、保育所への入所を希望しない場合には、保育所入所申込みの取下げをしてください。また、保育所に入所することとした場合は、必ず幼稚園へ連絡してください。

Q. 利用希望施設は途中で変えられますか？

A. 申込後に利用希望施設や兄弟姉妹の入所条件を変更する場合は、「保育所入所希望変更申込書」を提出してください。各月の審査の締切日までに御提出いただければ、当該審査において申込内容を変更可能です。なお、電話での受付はしておりませんので、あらかじめ御了承ください。

Q. これから鶴ヶ島市に引っ越す場合、申込みできますか？

A. 令和7年3月末日までに鶴ヶ島市に転入予定で、転入先が決まっている方は、転入確約書のほかに、住宅等の売買契約書、賃貸借契約書の写し等を提出することで、鶴ヶ島市に申込みができ、鶴ヶ島市民として審査します。ただし、入所が決定しても、転入できない場合は、決定を取り消します。転入予定であっても、住所等が決まっていない場合には、現在お住まいの市区町村で申し込んでください。

※住宅等の売買契約書、賃貸借契約書の写し等は、転入後に居住する住所地の記載があることと引渡し予定日が入所希望月の前月の末日までの日付のもの。（令和7年4月入所の場合は、引渡し予定日が令和7年3月31日までのもの。）

※親族等と同居の場合は、転入確約書の下部の同居同意書欄に、住宅所有者の署名が必要になります。詳細については、保育所入所のしおりのp15をご覧ください。

Q. 代理の人が申込みに行ってもいいですか？

A. 保護者が申込みに来ることができない場合、代理人へ委任することが可能です。その際は、必ず保護者が記載した委任状を受任者が持参するとともに、受任者の身分証明書が必要です。

また、受任者は委任者によって署名等を行うことができませんので、書類に不備等があった場合、修正いただいた後、再度申込みにお越しいただくようお願いすることがあります。

やむを得ず代理人への委任が必要な場合は、事前にこども支援課保育担当に確認してください。

Q. 提出書類の写しを取っておいた方がいいですか？

A. 申込時に提出された書類は、原則、返却や写しをお渡しすることはできません。今後も 必要となる書類については、事前に写しをお取りください。

※育児休業の延長や育児休業給付金等の手続については、必ず就労先やハローワーク等に確認してください。(その他各種申込書類の写しが求められる場合があります。)

— 面 接 編 —

Q. 面接は家族全員で行くのですか？服装は？

A. 面接は、お子様の普段の様子が見える方とお子様で行っていただきます。普段通りの服装でかまいません。

Q. しばらく不在のため、面接なしで入所できますか？

A. 面接されない場合、入所できません。保育所に入所するためには、各保育所で必ず面接を行います。面接の御案内時点では、まだ審査途中です。面接後、結果通知の受理をもって決定となります。

Q. ほかに人は面接をしているようですが、面接の連絡がきません。入れないということでしょうか？

A. 優先順位の高い方から順番に、面接の御案内をします。入所調整をしながら申込みいただいた方への連絡となりますので、すぐに連絡がいかない場合があります。面接の御案内ができる場合、できない場合、どちらの場合にも、令和6年12月末日までに通知等にて御連絡します。

Q. 面接では何を聞かれますか？

A. お子様の普段の様子をお聞きし、保育所として対応可能か確認をします。

Q. 面接で入所できないことはありますか？

A. アレルギー等のため保育所の設備の問題で対応できない場合には、お断りすることがあります。

— 決 定 編 —

Q. 保育所に入れると言われました。決定ですか？

A. いいえ。市からの通知をもって、決定となります。入所審査は全て市で行いますので、その場で決定にはなりません。申込みの上、市からの通知をお待ちください。

Q. 結果はいつわかりますか？

A. 令和7年1月下旬頃に結果通知の発送を予定しています。

Q. 保育所に入れない場合、どのように連絡がきますか？

A. 4月入所の御案内ができない場合、通知等にて御連絡し、その後、1月下旬頃に「保育所入所保留通知書」を送付します。

Q. 保育所に入れませんでした。追加の手続は？

A. 4月に入所ができず、お待ちいただく場合、5月以降、毎月、入所審査を行います。再度申込みをする必要はありませんが、追加の書類や希望を変更する等の場合は、前々月の末日（末日が市役所閉庁日の場合は直前の開庁日）までに申込みが必要です。

例) 令和7年10月1日（水）から変更希望の場合の提出期限は、8月31日（日）。8月31日（日）は市役所閉庁日のため、この場合の提出期限は、8月30日（土）。

Q. 支給認定証の交付は必要ですか？

A. 保育が必要であることを証明する書類です。申請者全員に発行します。

一 入 所 後 編 一

Q. 保育所に入所してから、保育所を変えることはできますか？

A. 転所（園）することは可能です。毎月、前々月の末日（末日が市役所閉庁日の場合は直前の開庁日）までに「保育所変更申込書（転園）」を御提出ください。翌月の入所審査で新規の方と一緒に審査を行います。転所（園）できる場合のみ御連絡します。

例）令和7年10月1日（水）から変更希望の場合の提出期限は、8月31日（日）。8月31日（日）は市役所閉庁日のため、この場合の提出期限は、8月30日（土）。

Q. 4月に入所後、10月で市外に引っ越しをすることになりました。保育所に通い続けられますか？

A. その年度の10月から3月末日までは、入所中の保育所に通うことができます。ただし、転出先の市区町村に受入れ枠がある場合は、転出先の保育所を選択していただく必要があります。転出先の市区町村に受入れ枠がない場合であって、これまで在籍していた保育所に通うことが可能であるときは、転出先の市区町村に申込みを行う必要があります。

Q. 4月入所ですが、ならし保育を3月からできますか？ならし保育なしで預かってもらえますか？

A. 4月入所の場合、ならし保育は入所式の次の日から始まり、それより前にお預かりすることはできません。また、入所式の日は各保育所で異なります。お預かりするためには、必ずならし保育を行います。早めの送り迎えに御協力をお願いします。

Q. 認定こども園の場合、幼稚園部分から保育所部分にいつでも変更できますか？

A. 認定を変更したい場合は、直接認定こども園に御相談の上、市に認定変更の申請を行ってください。定員に空きがない場合は変更することができません。毎月、前々月の末日（末日が市役所閉庁日の場合は直前の開庁日）までに御提出ください。変更できる場合のみ御連絡します。

Q. 求職活動中にて入所しました。3か月以内に就労できなかった場合はどうなりますか？

A. 原則、退所となります。保護者が求職活動中の場合、児童の入所承諾期間は3か月です。入所月の翌々月の10日（10日が市役所開庁日の場合は、直前の開庁日）までに、就労証明書の提出が必要です。

Q. 小規模保育施設は3歳になったら、やめなくてはいけないのですか？

A. 3歳の誕生日を迎えた年度の3月末日まで在籍できます。3月で卒園となりますので、他の保育所や幼稚園を希望される場合は、4月入所の申込みをしておく必要があります。

— 保 育 料 編 —

保育所、認定こども園（保育所部分）での無償化の対象は、3歳児クラスから就学前までとなります。4月1日時点で3歳を迎えているお子様が対象となりますので、3歳の誕生日を迎え2号認定に変更になっても、2歳児クラスの途中では無償化の対象になりません。

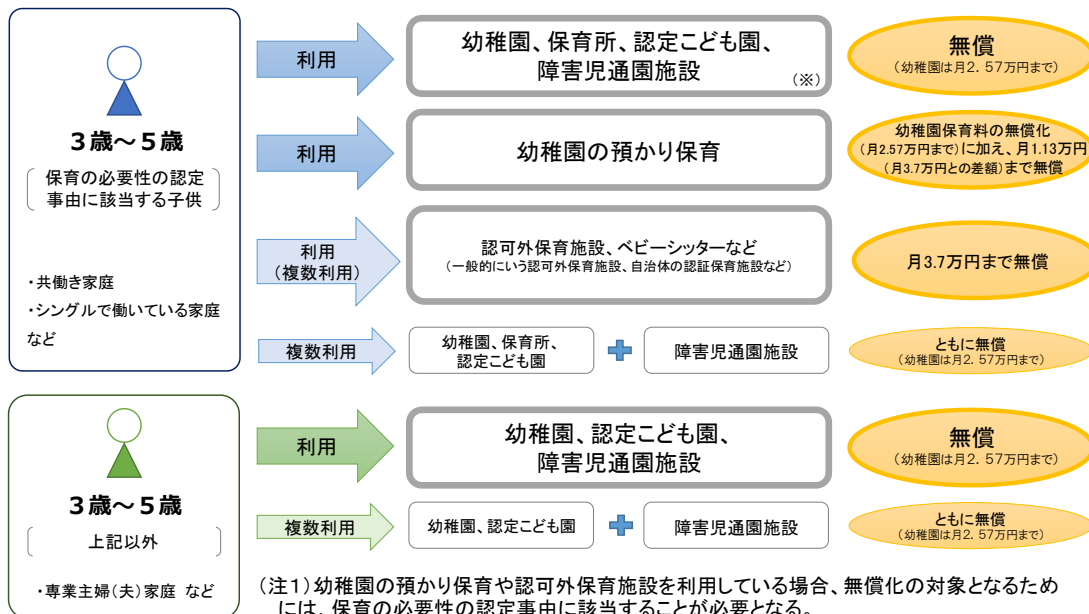
Q. 上の子が幼稚園に通う場合、下の子の保育所の保育料は安くなりますか？

A. 上のお子様が幼稚園に通う場合でも、下のお子様の保育所の保育料は半額になります。

Q. 3歳の誕生日を迎えたら、保育所、認定こども園（保育所部分）は、無償化の対象になりますか？

A. 保育料の年齢は、その年度の4月1日の年齢（クラス年齢）で算定します。2歳児クラスの途中で3歳の誕生日を迎えても、3歳児クラスにならないと保育料は無料になりません。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4,2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出し、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

